

川西市・猪名川町共催  
令和7年度集団指導資料

令和7年度運営指導  
【居宅介護支援・介護予防支援】

川西市福祉部介護保険課  
猪名川町生活部介護保険課

## < 令和7年度の運営指導における指摘事項 >

区分	項目	指摘事項	根拠
運営	居宅サービス計画作成上の注意点について	居宅サービス計画第3表（週間サービス計画）の「主な日常生活上の活動」について、記述が「食事」「就寝」等基本的な活動のみ記載されている又は未記入の計画書が散見された。利用者の一日の生活の流れがわかるように記載をすること。	介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」 平成11年11月12日老企第29号
運営	指定居宅介護支援の具体的取扱方針	居宅サービス計画と利用票が連動していないケースを確認した。提供内容及び提供時間を変更した場合は居宅サービス計画の変更も行うこと。	運営基準第13条 介護報酬の解釈（指定基準編） P.785～P.797
運営	運営規程	運営規程について、兵庫県条例に基づき、暴力団等の影響の排除について記載すること。	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例 第17条

## < 業務継続計画に伴う指摘事項 >

指摘事項	
業務継続計画が策定されていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に係る業務継続計画</li> <li>・災害に係る業務継続計画</li> </ul>
必要な項目が記載されていない	<p>&lt; 感染症に係る業務継続計画 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時からの備え</li> <li>・ 初動対応</li> <li>・ 感染拡大防止体制の確立</li> </ul> <p>&lt; 災害に係る業務継続計画 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時の対応</li> <li>・ 緊急時の対応</li> <li>・ 他施設及び地域との連携</li> </ul>
従業者に周知徹底していない	計画の具体的内容を職員間で共有
研修の実施内容が記録されていない	必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施

### 【参考】

○介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

業務継続計画未策定減算は、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算となります。居宅介護支援・介護予防支援の場合は令和7年4月から減算の対象となります。

【参考】「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日)」問165、問166

## < 感染症の予防及びまん延防止のための措置 >

### 指針とマニュアルの違いについて

指針	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平常時の対策</li><li>・ 発生時の対応</li></ul>
マニュアル	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基本的な考え方に基づき、具体的な方法、手順を明確に示し共有するもの</li></ul>

#### 【参考】

○介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

○「介護現場における（施設系 通所系 訪問系サービスなど）感染対策の手引き第3版」  
（厚生労働省老健局 令和5年9月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>